

# 歯科医療に係る医療安全管理対策について

## 歯科医療に係る医療安全管理対策について

下記の通り取り組んでいます。

- 医療安全管理、院内感染対策、医薬品業務手順など医療安全対策にかかわる指針などを策定しています。
- 医療安全対策にかかわる研修の受講ならびに従業者(スタッフ)への研修を実施しています。
- 安全で安心な歯科医療環境を提供するための装置、器具などを設置しています。  
自動体外除細動器(AED)、経皮的酸素飽和度測定器(パルスオキシメータ)、血圧計、酸素吸入装置、救急蘇生セット、歯科用吸引装置 など
- 医療機器の洗浄・滅菌を徹底するなど、院内感染予防策を講じています。
- 緊急時に対応できるように、当院内科と連携し、緊急時の体制を整えています。
- 安全で安心できる歯科外来診療の環境整備について、厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているため、歯科外来環境体制加算(初診25点・再診5点)を算定しています。